

契 印

工 事 下 請 契 約 約 款

- (総 則)
- 第 1 条 戸田建設株式会社（以下「甲」という。）と協力会社（以下「乙」という。）は、甲と発注者との契約（以下「元請契約」という。）にかかる工事（以下「元請工事」という。）を完成するため、甲が注文し乙が施工する元請工事の一部について、注文書、請書に定めるもののほか、この工事下請契約約款（以下「約款」という。）に基づき、図面、仕様書その他の図書（これらを「設計図書」という。以下同じ。）及び甲の定める協力会社標準見積要項（以下「見積要項」という。）に従い、おのおの対等の立場に立って誠実に契約を履行する。
- (適 用 範 囲)
- 第 2 条 注文書、請書、設計図書及び見積要項に特別の定めのない事項は、すべてこの約款に定めるところによる。
- (設 計 図 書)
- 第 3 条 第 1 条の設計図書は、甲が乙に貸与するものとし、乙は、工事が完成する等これが不用となったときは、速やかに甲に返納する。
(請負代金内訳書及び工程表)
- 第 4 条 乙は、甲の請求があったときは、設計図書及び見積要項に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに甲に提出する。
(関連工事との調整)
- 第 5 条 甲は、元請工事を円滑に完成するため、この工事と施工上関連ある工事（以下「関連工事」という。）との調整を図り、乙はその指示に従う。
- (2) 乙は、関連工事の施工者と緊密に連絡及び調整を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。
(法令等遵守の義務)
- 第 6 条 甲及び乙は、施工にあたり建設業法、その他工事の施工（運搬を含む。以下同じ。）、労働者の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。
- (2) 甲は、乙に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示・指導を行い、乙はこれに従う。
- (3) 乙は工事を施工するにあたり、再下請負人（再下請負が数次にわたって行われるときは、二次以降のすべての下請負人を含む。以下同じ。）に前 2 項に規定する法令及び行政指導並びに甲の指示・指導を遵守させる。
(秘 密 の 保 持)
- 第 7 条 乙は、工事について、発注者及び甲の企業秘密並びに施工上の工法、技術及びこれらに関する情報知識または営業上の秘密の一切を工事の完成後であっても他に漏らしてはならない。乙は、その被用者（作業員を含む。以下同じ。）及び乙の再下請負人またはその被用者についてもこれらの秘密を保持させなければならない。
(特 許 権 等)
- 第 8 条 乙は、第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具等を施工上使用するときは、その使用に関する一切の責を負う。ただし、甲の指図によって使用するものについてはこの限りでない。
- (2) 乙は、契約の履行に際して知り得た施工方法等、または甲と共同で開発した施工方法、工事材料、機械器具等について、甲の書面による同意を得ないで使用し、または特許権等の産業財産権を申請しあるいは第三者をして申請させてはならない。
(安全・衛生の確保等)
- 第 9 条 乙は、施工にあたり事業者として工事従事者の災害の防止に万全を期する。
- (2) 乙は、災害防止のため、甲の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にしなければならない。
- (3) 乙は、その被用者または乙の再下請負人の被用者の業務上の災害補償について労働基準法第87条第 2 項に定めるところにより本項によって使用者として補償引受の責を負う。
- (4) 乙の被用者または乙の再下請負人の被用者の業務上の災害補償についての労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の取扱については、甲が加入する労災保険による。ただし、乙もしくはその被用者または乙の再下請負人もしくはその被用者の責による労災保険に定める不正支給、故意または重大な過失による事故等にかかわる徴収金の事業主負担分については、乙がこれを負担する。
(事業内容の報告)
- 第 10 条 甲は、必要があるときは、相手方にその事業経営の内容等について報告を求めることができる。
(意 見 の 聴 取)
- 第 11 条 甲は、施工上の工程の細部、作業方法等を定めるにあたり、あらかじめ乙の意見を聴取する。
(保 証 人)
- 第 12 条 乙は、契約から生ずる金銭債務について、乙と連帯して弁済の責を負う保証人を立てるよう甲に求められたときは、速やかに甲の承諾する保証人を立てる。
- (2) 保証人がその義務を果せないことが明らかになったときは、甲は乙に対してその変更を求めることができる。
(書 面 主 義)
- 第 13 条 この約款の各条項に基づく承諾・通知・指示・請求等は原則として書面により行う。
(権利義務の譲渡禁止)
- 第 14 条 甲または乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (2) 甲または乙は、工事的物または工事現場に搬入した工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、貸与し、または抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
(一括委任または一括下請負の禁止)
- 第 15 条 乙は、一括して工事の全部または主たる部分を第三者に委任しまたは請け負わせてはならない。止むを得ず一括下請負を行わせる場合は、事前に書面にてその旨を甲に申し出て発注者並びに甲の承認を受ける。ただし、公共工事の場合及び共同住宅を新築する建設工事の場合は、一括下請負を禁止する。
(関係事項の通知)
- 第 16 条 乙は、甲に対して次の各号に掲げる事項を契約締結後遅滞なく甲の定める様式によって通知する。
- 建設業の許可業種及び番号
 - 主任技術者の氏名及びその有する資格並びに現場代理人をおくときはその氏名
 - 雇用管理責任者、安全衛生責任者の氏名
 - その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者等の氏名
 - 工事現場において使用する一日あたりの平均作業員数
 - 工事現場において使用する作業員の名簿及び作業員に対する賃金支払の方法
 - その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項
- (2) 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく甲の定める様式によってその旨を通知する。
(再下請負人の関係事項の通知)
- 第 17 条 乙が工事の全部または一部を第三者に請け負わせた場合は、乙は、甲に対して、その契約（その契約にかかる工事が数次の契約によって行われるときは、二次以降のすべての契約を含む。）に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく甲の定める様式によって通知し下請負契約書の写（元請工事が、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第二項で規定する公共工事に該当しない場合には金額欄抹消可）を速やかに提出する。
- 請負人の氏名及び住所（法人であるときは名称及び工事を担当する営業所の所在地）
 - 建設業の許可業種及び番号
 - 主任技術者の氏名並びにその有する資格及び現場代理人をおくときはその氏名
 - 雇用管理責任者、安全衛生責任者の氏名
 - その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者等の氏名
 - 工事の種類及び内容
 - 工期
 - 請負人が工事現場において使用する一日あたりの平均作業員数
 - 請負人が工事現場において使用する作業員の名簿及び作業員に対する賃金支払の方法
 - その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項
- (2) 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく甲の定める様式によってその旨を通知する。
(作 業 所 長)
- 第 18 条 甲は、工事現場を総括し、乙を指揮・監督するとともに、関連工事との調整を図って元請工事を円滑に完成するため作業所長をおき、その氏名を乙に通知する。
- (2) 乙がこの約款に基づく指示・検査・立会・承認等を求めたときは、作業所長は速やかにこれに応ずる。
- (3) 作業所長は、この約款に基づく検査・立会等のため、現場監督員をおくときは、その氏名及び権限を乙に通知する。

（現場代理人及び主任技術者）

第 19 条 現場代理人は、乙に代って工事現場一切の事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場の規律、安全衛生、災害防止または就業時間等工事現場の運営に関する事項については、作業所長の指示に従う。

- 主任技術者は施工の技術上の管理をつかさどる。
- 現場代理人と主任技術者はこれを兼ねることができる。

（工事関係者に関する措置請求）

第 20 条 甲は、現場代理人、主任技術者、その他乙が施工のために使用している再下請負人、作業員等で、施工または管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(2) 乙は、現場監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(3) 甲または乙は、前 2 項の規定による請求があったときは、その請求にかかる事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

（工事材料及び工食用機器）

第 21 条 乙は、契約時に合意し、作業所長の検査に合格した工事材料を使用する。作業所長は、工食用機器について適当でないと認めたものがあるときは、乙に対して、その交換を求めることができる。

(2) 乙は、工事現場に搬入した工事材料または工食用機器を工事現場外に持ち出すときは、作業所長の書面による承諾をうける。

(3) 第 1 項による不合格工事材料または適当でないと認めた工食用機器は、作業所長の指図によって、乙がこれを引き取る。

(4) 工事材料のうち設計図書にその品質が明示されていないものについては、作業所長の指図による。

(5) 工事現場に搬入した工事材料及び工食用機器の保管は、乙が行う。

(6) 第 1 項の検査に要する費用は、別に定める場合を除き乙の負担とする。

（立 会）

第 22 条 乙は、地中または水中の工事その他施工後、外から見ることのできない工事を施工するときは、作業所長の立会を求める。

（支給材料及び貸与品）

第 23 条 甲の支給材料または貸与品は、あらかじめ検査または試験に合格したものとする。

(2) 支給材料または貸与品の受渡時期は、工程表によるものとし、その受渡場所は原則として工事現場内の甲の置場とする。

(3) 乙は、支給材料または貸与品について、善良なる管理者の注意をもって使用または保管の責を負うものとし、損傷または滅失したときは、甲の損害を賠償する。

(4) 乙は、支給材料（有償支給材料を除く。）が不用となったときまたは貸与品が使用済みとなったときは、速やかに清掃・整備を行い、工事現場または工事現場周辺の甲の指示する場所に返却する。
(設計図書不適合の場合の改造義務)

第 24 条 乙は、施工及び工事材料（支給材料及び貸与品は除く）が設計図書に適合しない場合、または品質証明書（製品証明書または試験成績書等）に偽装、捏造、改ざんがあった場合において、作業所長がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が作業所長の指示による等甲の責に帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は甲の負担とし、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更する。

(2) 乙が、甲の指示する期日までに改造を行わないことが明らかであるときは、甲は、乙の費用負担において改造を代行することができる。

（条 件 変 更 等）

第 25 条 乙は、施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を作業所長に通知し、その確認を求める。

- 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと
- 設計図書の表示が明確でないこと、図面と仕様書とが一致しないことまたは設計図書に誤謬あるいは脱漏があること
- 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件が実際と相違すること
- 工事現場において、施工の支障となる予期することのできない事態が発生したこと

(2) 作業所長は、前項の確認を求められたときまたは自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、乙に対してとるべき措置を指示する。

(3) 第 1 項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容、工期もしくは請負代金額を変更する。この場合において、工期または請負代金額の変更については、見積要項に従い、甲乙協議して定める。

（工事の変更・追加・中止等）

第 26 条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し、追加し、または工事の全部もしくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要と認められるときは、見積要項に従い、甲乙協議して工期または請負代金額を変更する。

（乙の請求による工期の延長）

第 27 条 乙は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。

(2) 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

（甲の請求による工期の変更等）

第 28 条 甲は、工期を変更する必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、甲乙協議して定める。

(2) この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲乙協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。

(3) 前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

（賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 29 条 工期内に賃金または物価の変動により請負代金額が著しく不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更することができる。

(2) 元請契約において、当該工事を含む元請工事の部分について、賃金または物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、甲または乙は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。

（臨 機 の 措 置）

第 30 条 乙は、災害防止等のため必要があると認められるときは、甲に協力して臨機の措置をとる。

(2) 乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

（一 般 的 損 害）

第 31 条 第35条（完成検査）による完成検査前に、工事的物または工事材料について生じた損害その他施工に関して生じた損害（この契約において別に定める損害を除く。）は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 32 条 施工について第三者（関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。）に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたもの及び施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。

(2) 前項の場合その他施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にあたる。

（天災その他不可抗力による損害）

第 33 条 天災その他不可抗力によって、作業所長の確認した工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場に搬入した工事材料または建設機械器具に損害を生じたときは、甲乙が協議して重大な損害と認め、かつ、乙が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、甲がこれを負担するものとし、その負担額については引取、あと片付けに要する費用とともに、甲乙協議して定める。

(2) 火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、第 1 項の損害額からこれを控除する。

（所有権の帰属・移転）

第 34 条 工事の出来形部分の所有権は、甲に帰属する。

(2) 工事現場に搬入した工事材料の所有権は、甲に帰属する。ただし、作業所長の検査の結果不合格となったものについてはこの限りでない。

(3) 作業所長の検査に合格した乙の製造工場等にある乙所有の工場製品の所有権は、支払に伴い甲に移転する。

（完 成 検 査）

第 35 条 乙は、工事を完成したときは、甲に通知するものとし、甲は、乙の立会のもとに遅滞なく完成確認の検査を行う。

(2) 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なくこれを修補して甲の検査を受ける。

(完成前使用)

第 36 条 甲は、工事の完成前においても工事目的物の全部または一部を使用することができる。ただし、乙は、必要があるときは、甲の同意を得て、その使用中止を求めることができる。

(2) 前項の場合において、甲は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとし、その使用によって乙に損害を及ぼしたときは、これを補償する。

(請負代金の支払方法及び時期)

第 37 条 請負代金の支払方法及び時期は注文書、請書に定めるところによる。

(2) 甲または乙は、やむを得ない場合には、注文書、請書の定めにかかわらず、相手方の同意を得て請負代金の支払の時期または支払方法の変更を求めることができる。

(3) 前項の場合において、甲または乙は、相手方のこうむった損害の負担について協議して定める。

(前 金 払)

第 38 条 甲が前払金を受領した場合、乙が資材の購入、労働者の募集、その他建設工事の着手に必要な資金につき、甲は乙の請求に応じ前払金を支払うことができる。この場合甲は乙に対し相当の担保の提供を求めることができる。

(部 分 払)

第 39 条 甲は、検査に合格した出来高部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び乙の製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額について、注文書、請書に定めるところにより部分払を請求することができる。

(2) 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、請書に定めるところにより部分払を行う。

(3) 乙は、前払金の支払を受けている場合においては、前払金額が第 1 項の請求額以下である場合のみ、その差額を請求できる。

(完成時の支払)

第 40 条 乙は、工事が第35条 (完成検査) の検査に合格したときは、請負代金全額の支払を請求することができる。ただし、引渡を要する工事にあっては引渡の時とする。

(2) 甲は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書、請書に定めるところにより請負代金の支払を完了する。(工事代金等の立替払)

第 41 条 乙もしくは再下請負人が、工事の施工に関して、工事代金、賃金、材料代金、工事中機器代金等の支払を遅滞し、または、乙もしくは再下請負人に支払停止等の事情が生じて、乙の被用者、再下請負人、その被用者、もしくは第三者に損害が生じ、またはその恐れがあるときは、甲は乙に対してその支払を催告する。乙もしくは再下請負人が速やかに適切な措置をとらない場合、または適切な措置をとる見込がないと認められる場合は、甲は乙に支払を催告せずに甲の判断によって、立替払をする等自らこれを解決することができる。

(相 殺)

第 42 条 甲は前条の規定により立替払をしたときは、これを乙に対する立替金として処理することができるほか、その立替額と乙に対する支払額とを対当額にて直ちに相殺することができる。甲の乙に対する賠償金等についても、甲は同様の措置をとることができる。

(2) 前項の相殺は本件工事以外の甲乙間全ての工事を対象として行うことができる。

(乙 の 中 止 権)

第 43 条 次の各号の一にあたるときは、乙は工事を中止することができる。

一 甲が、前金払、部分払を遅延し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払わないとき
二 天災その他不可抗力により、工事目的物に損害を生じ、あるいは工事現場の状態が変動したため施工できないと認められるとき

(2) 甲は、前項第一号の場合において、乙がその工事の続行に備え、工事現場を維持しまたは作業員、工事中機器等を保持するための費用その他施工の中止に伴う損害を補償する。この場合において補償額は、甲乙協議して定める。

(瑕 疵 担 保)

第 44 条 甲は、工事目的物の瑕疵について、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、または修補に代え、もしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつその修補に過分の費用を要するとき及び瑕疵担保期間を経過したときは、甲は、修補を請求することができない。

(2) 前項の規定による瑕疵の修補または損害賠償を請求することができる期間は、元請契約における瑕疵担保期間とする。ただし、その瑕疵が乙の故意または重大な過失によって生じた場合は、当該請求をすることのできる期間は10年とする。

(3) 工事目的物が第 1 項の瑕疵により滅失またはき損したときは、甲は、第 2 項に定める期間内で、かつ、甲がその滅失またはき損を知った日から 6 か月以内に限り第 1 項の権利を行使することができる。

(4) 第 1 項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質または甲もしくは作業所長の指示等により生じたものであるときは、これを適用しない。

(5) 甲、発注者または発注者その他の者から工事目的物を譲り受けた者が瑕疵担保期間内に指摘した工事目的物の不具合であって、甲が瑕疵と認められたものは工事目的物の瑕疵と推定する。

(履行遅滞の場合における損害金)

第 45 条 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して工期を延長することができる。この場合における損害金の額は、甲乙協議して定める。

(2) 甲の責に帰すべき理由により、第38条 (前金払)、第39条 (部分払)、第40条 (完成時の支払) の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、“政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条” に定める割合 (乙が特定建設業者または資本金が建設業法第24条の 5 第 1 項の金額以上の法人でない場合は、建設業法第24条の 5 第 4 項に定める割合) で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲 の 解 除 権)

第 46 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく契約を解除することができる。

一 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき
二 その責に帰すべき理由により工期内に工事を完成する見込がないと明らかに認められるとき
三 代表者の所在が不明のとき、または工事を放棄し、もしくは正当の理由がなく工事を休止したとき、または、乙が廃業し、営業を中止し、もしくは正当な理由なく 1 週間以上連絡が取れないとき
四 施工もしくは管理が著しく不適当で、甲に重大な迷惑を及ぼしたとき、または、及ぼす恐れがあると認められるとき

五 第 6 条 (法令等の遵守義務) に違反し、甲が是正を指示・指導しても、なお履行しないとき

六 支払停止に至ったとき、または乙の振出した手形、小切手が不渡となったとき

七 仮差押、差押、仮処分もしくは競売の申請または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の各申立、または特定調停の申立その他これらに準ずる法的手続の申立があったときまたは解散したとき

八 前 7 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき

九 第49条 (乙の解除権) 第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき

(2) 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡を受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合はその引渡を受けないことができる。

(3) 甲が前項の引渡を受けたときは、甲乙協議して精算する。

(4) 前項の精算の結果、乙の受領金額が出来高累計額を超える場合は、乙はその超過額について支払を受けたときから“政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条” に定める割合で計算した額の利息を付して甲に返還する。

(5) 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、乙に対して、その解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第 47 条 乙または再下請負人及びその代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者 (以下、まとめて「乙等」という。) は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力 (以下、「暴力団等」という。) のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(2) 甲は、乙等が次の各号の一に該当するときは、催告することなく契約を解除することができる。

一 暴力団等であるとき、または暴力団等であったとき
二 暴力団等を利用してしていると認められるとき
三 暴力団等への資金提供もしくは便宜供与を行ったとき、または暴力団等と密接な交際があるとき
四 暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者であるとき、またはこの者とかわかり、つながりのある者であるとき
五 自らまたは第三者を利用して、甲に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または自身の関係者が暴力団等である旨を伝えたとき

(3) 甲が前項の規定により契約を解除した場合に乙に損害が生じても、甲はこれを一切賠償しない。

(4) 乙は、乙等が、暴力団等による不当要求または工事妨害 (以下、まとめて「不当介入」という。) を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または再下請負人をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに甲にこれを報告し、甲の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うものとする。

(5) 甲は、乙が正当な理由なく前項に違反したときは、催告することなく契約を解除することができる。

(6) 第46条 (甲の解除権) 第 2 項から第 5 項までの規定は、第 2 項または第 5 項の規定により契約が解除された場

合に準用する。

第 48 条 甲は、工事が完成しない間は、第46条第 1 項、前条第 2 項及び同条第 5 項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

(2) 第46条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。ただし、第46条第 4 項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。

(3) 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときはその損害を賠償する。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙 の 解 除 権)

第 49 条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

一 第26条 (工事の変更・追加・中止等) の規定により工事内容を変更したため請負代金額が6/10以上減少したとき

二 第43条 (乙の中止権) 第 1 項の規定による工事の施工の中止期間が工期の1/2 (工期の1/2が 6 か月を超えるときは 6 か月) を経過しても、なおその中止が解除されないとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合はその一部を除いた他の部分の工事が完了した後工期の1/4 (工期の1/4が 3 か月を超えるときは 3 か月) を経過しても、なおその中止が解除されないとき

三 甲がこの契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき

四 甲が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき

(2) 第46条 (甲の解除権) 第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。ただし、第46条第 4 項の規定のうち、利息に関する部分は、これを準用しない。

(3) 乙は、第 1 項の規定により、契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(解除に伴う措置)

第 50 条 契約を解除したときは、甲乙が協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその引取、あと片付け等の処置を行う。

(2) 前項の処置がおくれているとき、催告してもなお正当な理由なく行われなときは、相手方は代ってこれを行い、その費用を請求することができる。

(紛 争 の 解 決)

第 51 条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議がととのわない場合、その他の契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲または乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者または建設業法による中央建設工事紛争審査会 (以下「審査会」という。) のあっせんまたは調停により解決を図る。

第 52 条 甲及び乙は、その一方または双方があっせんまたは調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、裁判所に訴えを提起することができ、または甲乙双方合意のうえ、審査会の仲裁に付することができる。なお、この契約に関する訴訟については、当該契約を締結した甲の支店所在地を管轄する地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 53 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている協議、承諾、通知、指示、請求、要求及び申出は、建設業法その他法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(情報漏えい防止に関する事項)

第 54 条 乙は、甲から請け負う工事に関連して知りえた一切の情報 (次の各号に挙げるものを含むが、これに限定しない。以下「情報」という。) の漏えいを防止するために、情報管理体制を整備し、情報漏えい防止対策 (第 7 項に記載する対策を含むが、これに限定しない。) を講じる。なお、情報漏えい防止対策は、書面によるもの、口頭によるもの、視覚によるもの、電子的なものなど、媒体の形態や開示・伝達の方法にかかわらず全ての情報を対象とする。

一 甲及び取引先から開示・提供された情報
二 工事に関連して乙が独自に作成した情報
三 見積作業などにより工事請負契約締結前に知りえた情報
四 工法、技術及びこれらに関連する情報
五 知識並びに営業上の秘密
六 工事に係る契約、図面、写真、価格等の情報
七 個人情報

(2) 乙は、本工事の一部を第三者 (以下「再下請負人」という。) に請け負わせる場合には、乙の責任において、情報漏えい防止のための情報管理体制の整備及び情報漏えい防止対策を再下請人に実施させる。

(3) 乙は、従業員及び再下請負人に対し、情報漏えい防止対策に関する教育を実施する。

(4) 乙は、情報漏えいが発生した場合、または、その恐れが生じた場合、速やかに甲に報告するとともに、被害を抑制するための適切な措置を講じる。

(5) 乙または乙の再下請負人の責めに帰すべき事由により情報を漏えいした場合には、工事の発注者及び甲に生じた損害を賠償する。

(6) 甲より、情報管理に関する監査を求められた場合は、これを受け入れるとともに、監査に協力する。

(7) 乙は情報を取得した場合、以下のとおり情報漏えい防止対策を実施する。

一 図面、写真、その他の資料等、書面に記載された情報を取得した場合

- ① 従業員といえども工事のために必要とする者以外には開示しない。
- ② 情報は工事の目的以外に使用しない。
- ③ 保管場所は、施錠等による盗難防止措置を講じ、第三者による不正な閲覧、持ち出し等を防止する。
- ④ 複製は、工事に必要な最小限の範囲に留める。
- ⑤ 再下請負人に提供する情報は、工事に必要な最小限の情報に限る。
- ⑥ FAX、郵送などにより送信・送付する場合は、誤発信等の事故がないよう十分に注意する。
- ⑦ 書面を外に持ち出す際は、紛失、置き忘れ、盗難等に、十分に注意する。
- ⑧ 不要となった情報は、甲の指示に従い甲に返却するか、あるいは断断するなどにより判読できないよう処理したうえで廃棄する。
- ⑨ その他、情報漏えいを防止するために必要かつ合理的な水準の対策を実施する。

二 電子データの形式で情報を取得した場合

- ① 従業員といえども工事のために必要とする者以外には開示しない。
- ② 情報は工事の目的以外に使用しない。
- ③ 電子データが保存されたパソコン、外部記録媒体等の保管場所は、施錠等による盗難防止措置を講じる。
- ④ 複製は、工事に必要な最小限の範囲に留める。
- ⑤ 私用のパソコンを業務に使用しない。業務に使用するパソコンは業務専用とし、当該パソコンを廃棄するまで、私的 (プライベートな目的) には一切使用しない。
- ⑥ Winny などのファイル交換ソフトを業務で使用するパソコンに導入しない。
- ⑦ 業務で使用するパソコンには、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新の状態に保つ。
- ⑧ パソコンにログインするためのパスワードは、他者に推測されにくいものを設定し、また、他者に漏れることのないよう厳格に管理する。
- ⑨ 再下請負人に提供する情報は、工事に必要な最小限の情報に限る。
- ⑩ メールで送信する場合には、誤発信等の事故がないよう十分に注意する。
- ⑪ 電子データを外に持ち出す際は、紛失、置き忘れ、盗難等に、十分に注意するとともに、暗号化、パスワードの設定など、データを保護するための措置を講じる。
- ⑫ 情報が第三者の目に触れるような行為 (インターネットの掲示板・ブログへの書き込み、プライベートのメールへの記載・添付、その他の手段、方法による情報発信) を行わない。
- ⑬ 不要となった情報は、甲の指示に従い甲に返却するか、あるいは廃棄する。
- ⑭ パソコン及び外部記憶媒体 (USBメモリ、CD、DVD、外付HDD等) を廃棄する際は、データを読み出しできないよう処理してから廃棄する。
- ⑮ その他、情報漏えいを防止するために必要かつ合理的な水準の対策を実施する。

(優良技能者手当)

第 55 条 優良技能者手当については、その相当額を本契約とは別に甲より乙へ支払うこととし、乙の責任により対象者本人へ支給する。支払方法等の詳細については、甲が別途定める「優良技能者手当支給規定」によるものとする。甲より支払を受けた手当相当額について、対象者本人へ支給されなかったものについては、乙の責任により補償することとする。

(再下請負回数に関する事項)

第 56 条 乙が工事の全部または一部を第三者に請け負わせる場合の再下請負回数は、乙を一次下請負人として原則三次下請負人以内で請け負わせることとし、予定する施工体制を施工体系図に記載のうえ別途提出のこと。ただし、特別の理由により下請負回数が三次を超える場合は、甲が定めた方法により事前に甲の承認を得ることとする。

(補 則)

第 57 条 契約書並びにこの約款の疑義及びこれらに定めのない事項については必要に応じ甲乙協議して定める。